

「介護職員等処遇改善加算」のお知らせ

平素は、当訪問看護ステーションをご利用いただき誠にありがとうございます。
さて、このたび当ステーションでは、2026年6月1日より介護保険につきましては、「介護職員等処遇改善加算」の算定を開始させていただきます。尚、医療保険の「ベースアップ評価料」につきましては、当事業所の都合により見直すこととなりました。

介護保険

介護職員等処遇改善加算 … 加算率1.8%

（ 総報酬単位数に加算率を乗じた単位数となります ）

これに伴い、2026年6月より介護保険ご利用者様には、加算内容のご負担が増えることとなります。
ご利用者様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。